

新聞會 第三十号

書置の婿

恐多候（共）御願や上らぬ私に松島高砂西森田  
 徳三郎の妻かかと者候が先妻の子を豆樹三年  
 育居候処不才一事から該子に兒替られ追出され共  
 身寄して六十一の伯母より外に無故に人を頼り  
 元々成されど其勢故と妾一其方より日を暮

偶歸るとゴウくと  
 叱り立此が否あら出い  
 行と責らるれ兵腹と四月の兒が有故  
 幸抱致候へど妾と夫が同腹で居る三居られ  
 凶嫌ニされ無御惜さ命捨候也死ぐ跡で怨や  
 の氣違ふのといこれぬ様頼上らぬ此蝶もよ命の  
 惜の物あるニ妊娠で居ながら氣も狂了ぬ死  
 事能々の事と思召御取扱可被下返り候  
 徳三郎と妾とひび目一これ候故直  
 御推量願上候候斯もあら異見心  
 ありさうもあら妻を薄く成や心配あるが故に二人の心配を障り  
 是非と友生に恨み返さず残念ながら命捨るは  
 御まじり御旦那様



小徳三郎

尾善

妾の心はさうさうとく  
 此命を吐き出たお  
 妾の心は知れ六十九  
 号のり

本文  
 是も運卒の  
 殺されぬ漸く  
 當て一命を助け  
 本人を怨む  
 説諭せしもの  
 事